

【想定される基本施策の概要】

1 国・民間団体等との連携強化

(1) 国・民間団体等と県が連携した再犯防止の実施のための取組

①犯罪をした者等を必要な支援機関等へのコーディネートの実施

- ・ 高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院）退所予定者および退所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。

【健康福祉政策課】

- ・ 高齢者や障害のある人を対象として、刑事手続における取調べ段階からの立会・助言を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。【健康福祉政策課】
- ・ 生活に困窮する人からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。

相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。

さらに生活困窮者自立支援法における支援会議の機能を活用し、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方の検討を行います。【健康福祉政策課】

- ・ 障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関「働き・暮らし応援センター」において、本人・家族・企業からの仕事に関する相談や仕事をする上で基本となる生活に関する相談に応じ、自立した生活にむけて関係機関と連携して支援を行います。【障害福祉課】
- ・ 県内9か所に設置している青少年立ち直り支援センター（あすくる）において実施している支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援）を充実し、非行少年等の立ち直り支援を、より効果的に推進できるよう努めます。【子ども・青少年局】

②刑事司法手続が終了した者に対する継続的支援の実施

- ・ 高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センターが矯正施設、

保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。(再掲)【健康福祉政策課】

- ・ 高齢者や障害のある人を対象として、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行い、不起訴処分・執行猶予後の社会内訓練等を実施することにより地域で暮らせるよう支援を行います。【健康福祉政策課】
- ・ 非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員や関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。【警察本部少年課】
- ・ 子ども対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者が、出所後に再び同様の罪を犯すことを防止し、または同様の犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るための必要な措置を講じます。【警察本部生活安全企画課】
- ・ 民生委員・児童委員による、サービスを適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。【健康福祉政策課】

③職員や関係機関等に対する研修の実施

- ・ 犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進し、地域生活を継続する観点から、福祉事業所や家族を含む関係者向けに研修会を実施します。【健康福祉政策課】
- ・ 協力雇用主の雇用を促進するため、保護観察所等の関係機関と連携し、研修会等を実施します。【健康福祉政策課】
- ・ 保健所や市町の保健師、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象とした体系的な研修会を実施し、支援の質の向上を図ります。【障害福祉課】
- ・ 青少年立ち直り支援センター(あすくる)職員を対象とした研修会を実施し、技能の向上を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。【子ども・青少年局】

(2) 特性に応じた効果的な支援のための取組

- ①矯正施設や保護観察所、民間団体等との情報共有をはじめとする連携の強化

- ・ 刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。
- 市町域を越えた多職種・多分野の関係者が交流する場を設けることで地域の課題を共有するとともに、こうした場をきっかけに広域のネットワークを構築することで、人・情報・知識の相互連携が図られ、各市町における包括的支援のサポートにつながるような機運の醸成を図ります。また、こうした取組との連携に市町へ積極的に働きかけるとともに、各市町における再犯防止推進計画の策定に際して、必要な情報提供や助言等に努めます。【健康福祉政策課】

- ・ 麻薬、覚醒剤および危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、滋賀県『ダメ。ゼッタイ。』普及運動、「危険ドラッグ等薬物乱用防止キャンペーン」や各少年センターを通じての啓発活動を展開し、県民、特に若年層に対し、薬物についての正しい知識の啓発と薬物の乱用防止対策を図ります。【薬務感染症対策課】
- ・ 児童虐待や非行などの未然防止、早期発見・対応、要保護児童の適切な保護や自立、立ち直りを支援するため、多様な機関・団体が連携し、情報共有や普及・啓発など今後の対応を検討します。【子ども・青少年局】
- ・ ニート、ひきこもり、不登校、発達障害など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。【子ども・青少年局】
- ・ 被害に遭いにくく、犯罪を起こしにくい安全・安心な地域づくりの実現のため、「なくそう犯罪」安全なまちづくり実践県民会議総会において、犯罪情勢、再犯防止の取組等の情報共有の上、犯罪抑止目標や、安全・安心アクションプランを定め、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動による防犯活動の推進を図ります。【県民活動生活課】
- ・ (公財)滋賀県暴力団追放推進センターと連携し、暴力団離脱者等の社会復帰対策として、暴力団離脱者の雇用受入れ企業の拡充を促進し、賛同企業への就労支援等の推進に努めます。【警察本部組織犯罪対策課】

- ②犯罪をした者等を受け入れる社会福祉施設に対する支援
- 犯罪をした者等の受け入れ先の雇用主や福祉事業所などの支援者が本人の特性等について対応に行き詰まった場合、支援者に寄り添った相談

や専門的アドバイスを行うことで支援者の負担を軽減し、犯罪をした者
等が地域生活を継続できるよう共に支援します。【健康福祉政策課】

2 就労・住居の確保

(1) 就労の確保のための取組

①障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発

- ・ 地域の障害者雇用・就労支援の拠点である働き・暮らし応援センターにおいて、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。【障害福祉課】
- ・ 企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況を踏まえた適切な訓練や就職支援を行うため、支援対象者の職業能力をはじめとする就労面の情報を適切に把握できるよう、生活困窮者自立相談支援機関の就労支援員や就労準備支援担当者を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、犯罪をした者等の就労支援の重要性について啓発を行います。【健康福祉政策課】

②生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供

- ・ 就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているおよび就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施するため、協力事業所等における就労体験等の受入れおよび支援に関する調整などを行います。【健康福祉政策課】
- ・ 国の仕組みである就業・生活支援センターに、県独自に職場開拓の機能を付加し、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチングを支援し、障害のある人の職業生活における自立と社会参加の促進を図ります。【労働雇用政策課】

③県における保護観察対象者の直接雇用

- ・ 保護観察対象者を直接雇用することを通じ、保護観察対象者の就労支援に取り組みます。【人事課】

④協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置

- ・ 県内建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数の評価項目に、協力雇用主に登録されている企業、実際に直接雇用した企業、および下請契約による間接雇用をした企業にそれぞれ加点する「保護観察対象者等の

就労支援」を追加し、保護観察対象者の雇用の促進を図ります。【監理課】

⑤ 刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援

- ・ 保護観察所と連携し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、協力雇用主の新規開拓を行います。
また、協力雇用主からの雇用に関する相談等に応じるとともに、犯罪をした者等の職場定着にむけて継続的な支援を行います。【健康福祉政策課】

(2) 住居の確保のための取組

① 地域における犯罪をした者等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供

- ・ 犯罪行為を起因とする離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。【健康福祉政策課】
- ・ 地域生活定着支援センターと生活困窮者一時生活支援事業や救護施設等が連携し、居場所の確保や地域生活への復帰の支援を行います。【健康福祉政策課】

② 住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓

- ・ 刑罰を受けたことのある人を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居を促進するため、賃貸人による入居を拒否しない住宅の登録を進めます。【住宅課】

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組

①刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整

- ・ 高齢者や障害のある人を対象として、刑事手続における取調べ段階からの立会・助言を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。（再掲）
- 司法と福祉等が相互理解を図るための研修会や地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施するとともに、対象者の基本情報を記入する書式等の共通化を図るなど、関係機関が円滑につながる仕組みづくりに取り組みます。
また、こうした取組に関する検証を刑事司法と福祉の関係機関等が定期的に行うとともに、必要な支援につながらなかったケースについて、要因の収集と分析を行います。【健康福祉政策課】

②障害のある人への支援の充実

- ・ 発達障害のある人の支援ニーズの把握や、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携の強化を図るとともに、支援体制についての検討等を行うことにより、発達障害のある人の生涯を通じた支援の充実を図ります。【障害福祉課】
- ・ 高次脳機能障害のある人が必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制を構築するなど支援の充実を図ります。【障害福祉課】

③高齢者への支援の充実

- ・ 市町が設置する地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核機関として、高齢者総合相談支援、在宅介護・医療連携、認知症対策、地域ケア会議の開催、生活支援・介護予防への取組等の業務を円滑に実施していきけるよう、関係職員の資質向上を図ります。【医療福祉推進課】
- ・ 高齢者の犯罪に認知症が関連していると考えられる場合は、本人の状況に応じた適時・適切な医療・介護等を提供するとともに、地域での日常生活支援、家族支援を実施します。【医療福祉推進課】
- ・ 認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関の職員等に認知症の理解を深めてもらうため、認知症

サポーターについて周知し、受講を勧めることにより、認知症に気づき、関係機関への速やかな連絡等ができる連携体制の構築を推進します。

【医療福祉推進課】

④地域精神科医療等との連携

- ・ ストーカー加害者に対し、医療機関への受診を働きかけ、精神医学的な面から、加害者の再犯防止対策を図ります。【警察本部捜査第一課】

(2) 薬物依存症者への支援のための取組

①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援

- ・ 保護観察所と連携し、薬物事犯者の断薬が進むよう支援を行います。【健康福祉政策課】

②精神保健福祉センターや保健所における薬物依存症者とその家族に対する支援

- ・ 依存症に対して、精神医療センターでは依存症リハビリテーションプログラムなどの認知行動療法が行われ、精神保健福祉センターでは家族教室や交流会などの家族支援のほか、自助グループとの連携や活動支援に努めます。【障害福祉課】
- ・ 精神医療センターにおいて実施している薬物依存症家族教室や薬物依存症家族交流会を通じて、家庭支援、生活改善支援を充実させるとともに、薬物相談担当職員を対象とした研修会や事例検討会を実施し、円滑な支援活動の取組を推進します。【薬務感染症対策課】

③依存症問題に関する広報・啓発の実施

- ・ アディクション関係団体とともにアディクションフォーラムを開催し、アディクションの現状や問題、回復に至る過程など当事者の体験発表や講演などにより、広くアディクションへの理解を深めるための啓発を行います。【障害福祉課】

④地域の薬物依存症治療を行う医療の充実

- ・ 薬物依存症に対応する専門医療機関や依存症治療拠点機関、相談拠点についても確保に努めます。【障害福祉課】

⑤薬物依存症者への支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携

- ・ 依存症等の回復のための自助グループその他関係団体との連携や、その活動を支援することにより、関係団体の活性化を図るとともに、当事者

の経験を活かしたピアサポーターの活用や人材育成を推進します。【障害福祉課】

4 非行の防止と修学支援の実施

①再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援

- ・ 青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。【子ども・青少年局】
- ・ 大津、米原にある両少年サポートセンターに少年の立ち直り支援等に関する相談窓口を設置し、専門職である少年補導職員による相談に対する専門的見地からの助言、指導を行います。
また、少年健全育成室、少年サポートセンターを中心として、専門職である少年補導職員等によるカウンセリングや大学生ボランティアを活用した学習支援等の立ち直り支援を実施しつつ、少年の自己肯定感の回復や親子間の関係修復を図るべく、「親子参加による農業体験活動」や「社会貢献活動」等を実施します。【警察本部少年課】
- ・ 県内9か所に設置している青少年立ち直り支援センター（あすくる）において実施している支援プログラムを充実し、非行少年等の立ち直り支援をより効果的に推進できるよう努めます。(再掲)【子ども・青少年局】

②非行等を理由とする修学中断の防止

- ・ 貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生を対象に学習支援を行います。【健康福祉政策課】
- ・ 学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。【幼小中教育課】

③非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援

- ・ 就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
【労働雇用政策課】
- ・ 学校・園・所、地域関係機関、家庭が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築くことで、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。【人権教育課】

5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進のための取組

①民間協力者の活動に対する支援

- ・ 住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し、資質の向上を図ります。【健康福祉政策課】
- ・ 青少年立ち直り支援センター（あすくる）において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア（青少年支援サポーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進します。【子ども・青少年局】
- ・ 大学生少年補導員の活動をより充実するため、大学生少年補導員活動の普及啓発を図るとともに、活動をサポートする県民や企業の拡充を促進します。【警察本部少年課】
- ・ 少年補導員活動をより充実するため、学校現場における活動の周知徹底と他のボランティア等との協力体制の構築に努めます。【警察本部少年課】
- ・ 外国人少年補導員活動をより充実するため、活動に関する啓発活動等を行い、認知度を高めるとともに、活動をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。【警察本部少年課】

(2) 広報・啓発活動の推進のための取組

①再犯防止啓発月間（7月）における啓発事業の実施

- ・ 各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信など、様々な機会や媒体を活用し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現にむけて、自分事として認識してもらえよう、広報・啓発活動を実施します。

②“社会を明るくする運動”の推進

- ・ 県民すべての願いである犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を推進します。【健康福祉政策課】